二　前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項
イ　関税の金額及び納税告知書、納付書その他の関税の納付に係る書類の番号又は関税を納付しようとする者を特定するに足りる事項
ロ　関税を納付しようとする者から法第九条の五第一項の規定により委託を受けた年月日
（納付受託者に対する報告の徴求）
第一条の十五　財務大臣は、納付受託者に対し、法第九条の八第二項（納付受託者の帳簿保存等の義務）の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。
（納付受託者の指定取消しの通知）
第一条の十六　財務大臣は、法第九条の九第一項（納付受託者の指定の取消し）の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。
（担保の提供の手続）
第二条　令第八条の二第一項（担保の提供の手続）に規定する財務省令で定める振替債は、振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）とする。
2　令第八条の二第一項本文に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　供託書の正本
二　担保を提供する旨の書類（担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。）
三　その他担保の提供に関し必要と認められる書類
3　令第八条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の規定により担保の登録をした旨の同令第四十一条に規定する登録済通知書
二　前項第二号及び第三号に掲げる書類
4　令第八条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　令第八条の二第二項に規定する担保振替株式等の種類、銘柄並びに銘柄ごとの数及び金額を記載した書類
二　第二項第二号及び第三号に掲げる書類
5　令第八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　法第九条の十一第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条第三号（担保の種類）に掲げる担保（以下この号及び次項第一号ロにおいて「土地」という。）　次に掲げる書類
イ　担保となる土地の登記事項証明書
ロ　担保となる土地の評価の明細（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格について市町村長が交付する証明書（次号ロ及び第三号ロにおいて「固定資産税評価証明書」という。）を含む。）

［条を加える。］

［条を加える。］

（供託することができる振替債）
第二条　令第八条の二第一項（担保の提供の手続）に規定する財務省令で定める振替債は、振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）とする。